

生活保護のしおり

せいかつ ほ ご

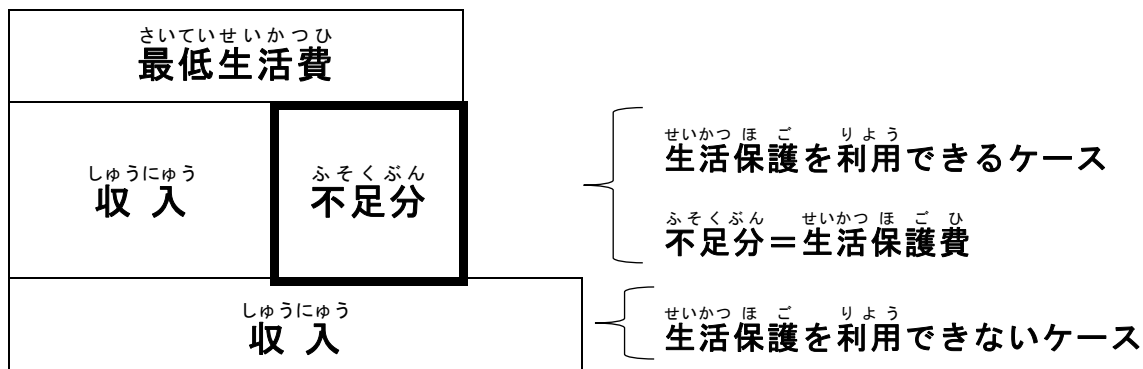
生活保護とは

生活保護は、病気や高齢などにより働けなくなったり、収入が少なくなったりして、資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるよう支援する制度です。

せいかつ ほ ご

生活保護のしくみ

生活保護は原則として世帯単位で行います。世帯の人数や年齢などをもとに、国が定めた基準により計算した月ごとの最低生活費と世帯の全収入を比べて、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足分が生活保護費として支給されます。



最低生活費の目安

(令和5年10月現在)

	ふうふ (30代) と子 2人(9歳と4歳)	はは (30代) と子2 人(9歳と4歳)	こうれいしゃふうふ 高齢者夫婦 (67歳と65歳)	こうれいしゃたんしん 高齢者単身 (75歳)
生活費	181,890円	182,010円	112,190円	65,470円
住宅費	48,100円	48,100円	44,000円	37,000円
教育費	2,600円	2,600円	0円	0円
合計	232,590円	232,710円	156,190円	102,470円

※医療や介護などを必要とするかたは、上記の金額に必要とする金額が上乗せされます。

せいかつ ほ ご しゅるい

生活保護の種類

生活保護には、生活を営む上で必要となる各種費用に対応するため、次の8つの扶助があり、世帯の状況に応じて受けられます。

- 1 生活扶助 食費、被服費、光熱費など日常生活のための費用
- 2 住宅扶助 家賃、地代など住宅のための費用
- 3 教育扶助 学用品代など義務教育のための費用
- 4 医療扶助 病院の診察代や薬代、交通費など医療を受けるための費用
- 5 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- 6 出産扶助 出産をするための費用
- 7 生業扶助 就労に必要な技能修得や高校への就学などのための費用
- 8 葬祭扶助 葬祭を行うための費用

せいかつ ほ ご う

ようけん ゆうせんこうもく

生活保護を受けるための要件、優先項目など

- 1 資産の活用
あなたの世帯にある資産（土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険など）で保有が認められないものは、処分をして生活費に充ててください。
急迫した事情のため、資産があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護金品に相当する範囲の額を返還しなければなりません。
- 2 能力の活用
働く能力のある方は、能力に応じて働いてください。
- 3 他の法律や制度による給付
年金、雇用保険、各種手当など、他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、まず活用してください。
- 4 扶養義務者による扶養
親族などから援助を受けることができる場合は、それを優先します。
- 5 原則として生活保護を利用できない方
暴力団員の方。
過去に年金担保貸付を利用するとともに、生活保護を利用し、生活保護を廃止となった後に、再び年金担保貸付を利用した方。

生活保護を受けるまでの手続き

1 相談

生活に困窮し、生活保護について尋ねたい、利用したいと思ったら、社会福祉事務所（社会福祉課生活支援係）（以下、福祉事務所といいます。）に相談してください。相談では、生活状況、収入や資産の状況、親族との交流状況などをお聞きします。

2 申請

生活保護を利用するには、本人の意思による申請が必要です。事情により本人が申請できない場合は、親族などが代理で申請することもできます。申請の際には、申請書類の提出のほかに、収入や資産の状況などを確認させていただきますので、次の書類等をお持ちの場合はご持参ください。

みとめいん 認印	よきんつうちよう 預金通帳（世帯全員分）	きゆうよめいさいしよ 給与明細書	ちんたいしやくけいやくしよ アパートの賃貸借契約書
かくしゅけんこうほけんしやう 各種健康保険証	かいごほけんひほけんしやしやう 介護保険被保険者証	こようほけんひほけんしやしやう 雇用保険被保険者証	しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳
りやういくてちやう 療育手帳	せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳	ぼしかていとうりやうひじゅきゆうしやしやう 母子家庭等医療費受給者証	こいりやうひじゅきゆうしやしやう 子ども医療費受給者証
しやうがいしやいりやうひじゅきゆうしやしやう 障害者医療費受給者証	じりつしえんりやうひじゅきゆうしやしやう 自立支援医療受給者証	かくしゅねんきんさいてい 各種年金裁定（改定）通知書	かくしゅこうてきねんきんしやうしよ 各種公的年金証書
かくしゅねんきんふりにみつうちしよ 各種年金振込通知書	ねんきんてちやう 年金手帳	ねんきんかきゆうきろく 年金加入記録のお知らせ	じどうふやうてあてしやうしよ 児童扶養手当証書
とくべつじどうふやうてあてしやうしよ 特別児童扶養手当証書	せいめいほけん 生命保険などの保険証書	とちかおくとうきぼ 土地（家屋）登記簿	しやけんしやう 車検証
ざいりゆう 在留カード	マイナンバーカード		

※その他お困りの状況がわかるものがあればご持参ください。

※書類の提出が遅れると保護の決定ができなかったり、遅れたりする場合がありますので注意してください。

3 調査

生活保護の申請をされると、福祉事務所の担当者が家庭訪問による実態調査、預貯金や生命保険などの保有状況に関する調査、扶養義務者による援助が可能なかどうかの確認などを行います。

4 決定・通知

調査結果に基づき、生活保護が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを決定し、文書でお知らせします。なお、決定については、申請のあった日から原則として14日以内に通知します。

生活保護を利用する方の権利・義務

●生活保護を利用する方の権利

- 1 正当な理由なく、生活保護が停止・廃止されたり、変更されたりすることはありません。
- 2 生活保護費に税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

●生活保護を利用する方の義務（守っていただくこと）

- 1 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- 2 能力に応じて働き、健康の保持、増進に努め、節約を図り、生活の維持、向上に努めてください。パチンコなどのギャンブルで浪費しないでください。
- 3 収入（給与、年金、各種手当、仕送りなど）や支出など生計の状況、世帯の状況などに変化があった場合は報告してください。
- 4 お金の貸し借りは禁止されています。借金は収入とみなされる場合があります。
- 5 福祉事務所の担当者の指導、指示に従ってください。
- 6 医療機関を受診するときは、事前に福祉事務所まで連絡してください。また、原則としてジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用してください。
- 7 自動車を所有することや運転することは原則認められません。また、他人の自動車（レンタカーを含む）を借りて運転することも認められません。

問い合わせ先 安城市社会福祉事務所（安城市役所社会福祉課生活支援係）

〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL0566-71-2224（直通）

令和5年10月改訂